



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和8年(2026)2.1如月(N0.388)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

お客様に愛され 地域社会に貢献し 社員の幸せを実現する
気づきが 自分を変えていく しごとより いのち おたがいさま
社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員
会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 活き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食

2月3日は節分。季節の変わり目には悪鬼が出るといわれ、豆が「魔滅」の音に通じることから「鬼は外、福は内」の掛け声で豆まきをする風習が始まったとか言われています（「日本の七十二候を楽しむ」より）。受験シーズン、その先の夢に向かって頑張ろう！



第3回ペルダ回を2月13日（金）13:30より開催します

✓ 「中小受託取引適正化法」へ（又は「取適法」：令和8年1月1日施行）**第2回**

「優位的地位にある委託事業者」から、中小受託取引の公正化と中小受託事業者の利益を保護するため、下請法が改正されました。委託事業者（発注者）には4つの義務が課されています。

※委託事業者の4つの義務

1. 発注内容等を明示する義務＝口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注にあたって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面（又は電子メールなど）により明示しなければならない。
2. 取引等に関する書類等を作成・保存する義務＝製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存しなければならない。
3. 支払期日を定める義務＝委託事業者は、検査をするかどうかは問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内 のできる限り「短い期間内」で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。支払期日を定めなかった場合は、次のように支払期日が法律で定められます
 - ア. 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
 - イ. 当事者間で合意された取決めがあっても、物品を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日目の日
4. 遅延利息を支払う義務＝委託事業者が、支払期日までに製造委託代金を支払わなかった場合、受領した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払わなければならない。また、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等の代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務がある。この場合、遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されません。



「日本国憲法」(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行：NHK:みんなとわたしの憲法より)

5. (法の下の平等、貴族の禁止、栄典：第14条) すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。2項：華族その他の貴族の制度は、これを認めない。3項：栄誉、勲章その他の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。=1項において、民主主義の基礎をなす平等主義の大原則を宣言し、これを具体化するために2項及び3項において貴族制度の廃止、栄典に伴う特権の禁止を規定している。1項の、「法の下に平等」とは、実質的差異を前提として、同一の条件の下では等しく取り扱うことであって、累進課税や未成年に参政権を認めないことなど、実質的差異に基づく合理的な区別は認められるとされている。2項では、明治憲法下で行われていた世襲的な特権を有する階級制度を一切認めないと宣言している。3項では、栄典に伴い、税金を免除したりするような「特権」を与えることを禁じています。ただし、表彰金を与えたりすることは許されます。

✓ 内部通報制度を活用して信頼度 UP ! (消費者庁パンフより)

～公益通報保護法をご存じですか？～

1. 内部通報制度は、企業内の不正を早期に発見し是正して、企業と社員を守るための制度です。
 - ・組織内の法令違反等、不正行為を放置すれば、それが発覚したとき、取引先や消費者からの信用を失って経営が悪化し、最悪の場合、経営者や社員は職や地位を失うことになりかもしれません。
例) 保険金の不正請求、性犯罪、粉飾決算、産地偽装、品質データ偽装、不法投棄、経費流用…
 - ・これまでの数多くの不祥事発見の端緒は、社員による行政機関、報道機関への内部告発によって発覚してきた。通報者の秘密を守ることや不利益な取扱いをしないことを社員に約束し、内部通報制度を積極的に活用している企業は、投資家からも高く評価されている。近年のSNSの普及により、企業内の不正行為などのネガティブな情報は、いったん外部に流出すると、瞬く間に拡散するようになった。内部通報制度を積極的に活用すれば、企業内の不正行為を早期に発見し、情報が外部に流出する前に是正を図ることができます。これは、企業に対する信用の失墜を防ぐとともに、企業と社員を守ることに繋がります。消費者庁による「内部通報制度の実態調査報告書」によると、不正発見の端緒として、第1順位は「内部通報」、次いで「内部監査」、「上司による日常的なチェック」、「取引先やユーザーからの情報」の順となっている。(続きは次号で)



✓ こころの健康を維持する3つの大きな役割

こころの健康には、

- I.自主的に考え方行動する自律性 II.自分にはできるという自信 III.ほかの人とのふれあい(関係性)
*ほかの人とのふれあい(関係性)が一番大切で、特に人のために何かをする体験がこころの健康によい影響を与える。「情けは人のためならず」(リチャード・ライアン博士：ポジティブ心理学の世界的権威)

☆静岡県の最低賃金 1,097円

☆マイナ保険証で受診を！ 自己負担額のみで高額療養費は解決！

☆天は自ら助くる者を助く (サミュエル・スマイルズ(自助論))

12月1日現在●静岡県人口 3,488,621 (前月比 2,041 人減)：内訳：自然動態 2,415 人減 (出生 1,514 人・死亡 3,929 人)：社会動態 374 人増 (転入 8,103 人・転出 7,729)：世帯数 1,537,325 (2,041 減) ●静岡市人口 666,032 (前月比 521 人減)：世帯数 306,679 (203 減)